

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の医療情報取扱事業者である独立行政法人国立病院機構への対応方針について

1 事案の概要

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号。以下「次世代医療基盤法」という。）における医療情報取扱事業者である独立行政法人国立病院機構（以下「NHO」という。）宇都宮病院が、次世代医療基盤法における認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（以下「J-MIMO」という。）に提供した医療情報の中に、次世代医療基盤法第 30 条第 1 項柱書の通知が行われていない患者の医療情報が含まれていたことが判明した。

個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）に対しては、NHO から、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づく漏えい等報告（速報）が提出されている（令和 5 年 5 月 19 日付け）。

2 当委員会の対応方針（案）

当委員会は、前記 1 のとおり漏えい等報告を受け、NHO からのヒアリング等の調査を既に開始している。

本件は、個人情報保護法の特別法として制定された次世代医療基盤法上の医療情報取扱事業者が関与する事案である。

次世代医療基盤法は、健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的として制定されたものであって、これに関わる本件は、社会的関心も大きい。

当委員会としては、詳細な実態把握が不可欠であるため、NHO に対して個人情報保護法第 146 条の規定に基づく報告徴収を行うとともに、内閣府等の関係省庁と連携して迅速に原因の究明を図り、確認された問題点に応じて、個人情報保護法に基づく指導等の要否を検討する。

以 上